

「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の中間見直し（中間案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方（案）

令和 5 年 3 月 日

宮城県では、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の中間見直し（中間案）について、令和 4 年 10 月 12 日から令和 4 年 11 月 11 日までの間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、1 個人から合計 1 件の貴重な御意見・御提言をいただきました。

今後の県政運営の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

御意見・御提言に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
IV 計画で推進する施策及び事業 3 子どもの成長を支える教育の推進 (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進 へ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>現在政府及び全国の地方自治体で、子どもの健全な育成を妨げるとして使用されている「有害図書」の枠組みについてですが、公的に使用する呼称として「有害図書」という言葉は不適切であり、宮城県においては「年齢制限付き図書」等に名称変更すべきだと思います。</p> <p>「子どもの健全な成長・育成に悪影響を及ぼす恐れがあるため」という理由で指定されるものであるため、この呼称で言われる「有害」という言葉はあくまで「子どもにとって」という但し書きが付くものの筈ですが、実際に使われる際には単に「有害図書」のみであることが殆どかと思えます。</p> <p>県民の一員として子どもの健全な成長を願うのは私も同じですが、この呼称を公的機関が今後も使用し続けることは、却って子ども本人の図書類に対する健全な認識を歪めかねないばかりか、表現の自由や経済活動の自由といった国民の権利を緩やかに侵すものとなりかねないと危惧する考えから、より価値中立的な名称への変更を意見したく思います。</p>	<p>計画に記載している「有害図書類」とは、青少年健全育成条例により有害図書類の指定等をされた図書類としています。</p> <p>青少年健全育成条例では、知事が「個別」に指定する有害図書類（第 18 条第 1 項）と包括的に描写内容から有害図書類（第 18 条第 2 項）となるものがあります。</p> <p>知事が個別に指定する有害図書類については、条例で定める図書類のうち、内容の全部又は一部について、「著しく性的感情を刺激するもの」「甚だしく残忍性を有するもの」「著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの」について、知事が宮城県社会福祉審議会に諮問して個々に有害性や指定の必要性を判断し、指定しております。</p> <p>また、包括的に描写内容から有害図書類となる図書類についても、当該条例及び条例施行規則において該当する描写内容について明確に規定されております。</p> <p>なお、この計画においては、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の取組に、当該条例に基づく有害図書類対策を明記し位置付けていることから、名称変更によらず、御意見の趣旨は既に反映されているものと認識しております。</p>